

# 法人 春日部

第 82 号

(平成10年 8 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部商工会館内  
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



みんなが回覧しあおう。

春日部 ひまわり

写真提供 春日部市広報広聴課

## [わが町]

春日部市

### 2万本のヒマワリ迷路

豊かな自然を育てて市内を南北に流れる古利根川。その岸边にある古川公園Ⅱ期予定地は、季節感あふれる花を市民に楽しんでもらおうと、平成8年度から毎年お花畑として開放しています。春はポピー、夏はヒマワリ、秋にはコスモスの花が一面に咲き誇り大勢の市民に親しまれています。

今年の夏も、8月上旬からヒマワリ迷路がオープンします。広さ5,500㎡に、約2万本の「タイヨウ」という品種のヒマワリの花が咲く迷路は、散歩などに訪れる親子連れに大変好評です。迷路への出入りは自由で、8月末までオープンしていますので皆さんもぜひ一度おいでください。

春日部市 広報広聴課



# 税務署だより

## 着任のごあいさつ



春日部税務署長  
松田重幸

この度の異動で関東信越国税局課税第一部資産税課長から上條前署長の後任としてまいりました松田でございます。春日部はもちろん埼玉県での勤務は初めてでございます。前署長同様よろしくお願い申し上げます。

社団法人春日部法人会の皆様方には、日頃の活発な法人会の活動を通じまして、税務行政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

春日部税務署の管内は、埼玉県の東部に位置し、JR、東武の各沿線で交通の便が良いことから、近年大型住宅団地の造成が活発で人口も増加しております。また、人形、桐たんす、麦藁帽子等全国的に有名な伝統産業があるほか、多種多様な業種の商業や工業が発展しております。

この度、このようなすばらしい当地に着任し、皆様方と接する機会を得ましたことは、誠に光栄であります。

社団法人春日部法人会は、昭和59年に社団化されて以来、極めて活発な会活動を推進されており、現在では会員数約6,800社、加入率70%の県下ではトップクラスの立派な法人会であり、最近では「花と緑いっぱい運動」を展開し、社会に貢献しているとお聞きしております。

これもひとえに役員の皆様のご卓越した指導力と会員の皆様のご努力の賜物と改めて敬意を表する次第であります。

ところで、21世紀を間近に控え、社会経済情勢は高齢化、国際化、高度情報化など、構造的な変化の時代を迎えております。

税制面でも、今年には大きな変化がありました。

①所得税の特別減税、②法人税の税率の引き下げと適正化、③金融関係税制の見直し、④土地税制の見直し、⑤帳簿書類の電子データ保存制度の創設など、極めて広範囲でかつ内容的にも重要な税法改正が行われました。そして、国民の皆様への税に対する関心はかつてなく高まり、従来にもまして時代のニーズに即応した的確な税負担の公平確保が求められています。

私ども税務の執行に携わる者としていたしましては、その

職責の重大さを認識し、信頼される税務行政の確立に向けて、引き続き広報、相談、指導等に努め、円滑な税務行政を推進していきたいと考えております。

税のよき理解者であり、地域社会の指導的立場にあります社団法人春日部法人会の皆様方には、今後とも税務行政に対するより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、社団法人春日部法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念申し上げます。私の着任のご挨拶とさせていただきます。

## 春日部税務署定期異動

7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。主な異動は次のとおりです。

### 《転入者》

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 署長         | 松田重幸                     |
|            | 関東信越局課税第1部資産税課長から        |
| 副署長(個担)    | 大瀬順三                     |
|            | 関東信越局調査査察部特別査察官から        |
| 副署長(法担)    | 古澤誠                      |
|            | 国税庁調査査察部査察課主査から          |
| 法人課税第2統括官  | 高野良雄                     |
|            | 川口署法人課税第2統括官から           |
| 法人課税第4統括官  | 内藤則夫                     |
|            | 川越署法人課税第3統括官から           |
| 法人課税第一総括首席 | 緑川誠也                     |
|            | 関東信越局調査査察部<br>査察第1 査察官から |

### 《転出者》

|             |               |
|-------------|---------------|
| 署長          | 上條晃一          |
|             | 関東信越審判部部長審判官へ |
| 副署長(法担)     | 和田政吉          |
|             | 浦和署特別調査官(法人)へ |
| 副署長(個担)     | 下井正明          |
|             | 東村山署副署長へ      |
| 法人課税第4統括官   | 戸田喜久男         |
|             | 東松山署法人第2統括官へ  |
| 法人課税第1総括首席  | 松本俊樹          |
|             | 水戸署法人第6統括官へ   |
| 法人課税第1上席調査官 | 木下稔           |
|             | 諏訪署総務課 課長補佐へ  |

## 帳簿書類の電子データによる保存制度のあらまし

これまでは紙に出力して保存しなければならなかったコンピュータ作成の帳簿書類について、平成11年1月以後備え付ける帳簿等からは、一定の要件の下に、磁気テープや光ディスク（CD-R）などに記録した電磁的記録（電子データ）のままで保存することなどができるようになります。

電子データ等による保存制度の適用を受けようとする方は、あらかじめ税務署長の承認を受けることが必要です。

### 【対象となる帳簿書類】

電子データによって保存することができる帳簿書類は、所得税法や法人税法などの各税法で一定期間保存しなければならないこととされている帳簿や書類のうち、自己（外部委託を含みます。）がコンピュータを使用して作成している帳簿や書類が複数ある場合には、それらの全部を電子データによって保存することも、一部を電子データによって保存することもできます。

### 【保存の要件】

帳簿書類を電子データによって保存する場合には、入力した記録の訂正等の内容が確認できるシステムを使用することや、電子データを速やかに紙に出力できるようにプリンターを設置することなどの要件を満たしていることが必要となります。

具体的な要件は次のとおりです。

- (1) 一度コンピュータに記録したデータを訂正・削除した場合や入力漏れとなっていたデータを追加した場合には、その事実や内容を確認できるようなシステムを使用すること。
- (2) 電子データ保存を行う帳簿とその帳簿に関連する帳簿との間の記録の流れを相互に追跡できるようにしておくこと。
- (3) 帳簿や書類の主要な記録項目を検索の条件として、条件を組み合わせる電子データの内容を検索できるようにしておくこと。
- (4) ディスプレイとプリンター等を備え付け、電子データをディスプレイの画面と書面に、速やかに出力できるようにしておくこと。
- (5) 帳簿や書類の作成に使用するコンピュータのシステム設計書等を備え付けておくこと。

### 【申請等の手続】

帳簿書類を電子データによって保存しようとす

る場合には、あらかじめ税務署長に対して、所定の申請書に必要書類を添付して提出し、その承認を受けることが必要です。

また、電子データによって保存することの承認を受けた方は、取りやめの届出書を提出して、従来どおりの書面による保存に戻ることもできます。

#### 《承認申請期限》

◇帳簿…備付けを開始する日（備付開始日）の5か月前の日まで

◇書類…保存を開始する日（保存開始日）の5か月前の日まで

（注）備付け又は保存を開始する日の3か月前の日が平成11年7月1日以後の場合は、それぞれ開始日の3か月前の日までとなります。

### 【COM保存制度】

コンピュータを使用して作成する帳簿書類については、電子データを出力して作成するマイクロフィルム（COM：コンピュータ・アウトプット・マイクロフィルム）によっても保存することができます。対象となる帳簿書類や手続等は、電子データ保存の場合とほぼ同様です。

### 【電子取引に係る取引情報の保存】

所得税や法人税に関して帳簿書類を保存しなければならないこととされている方については、平成10年7月1日以後の電子取引（EDI取引（電子データ交換取引）等のことをいいます。）によって授受した取引情報（注文書や見積書などに通常記載される事項をいいます。）を電子データ、COM又は書面により保存しなければなりません。

※お分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務相談室や税務署にお尋ねください。

# 所得税の追加減税分は8月から

本人38,000円、控除対象配偶者と扶養親族・1人19,000円

源泉徴収義務者のもとで行う平成10年分所得税の特別減税の改正

このほど、源泉徴収義務者のもとで行う平成10年分所得税の特別減税について、次のような改正が行われました。

## 1. 特別減税額の引上げ

特別減税額が引き上げられ、次の金額の合計額とされました。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- ① 本人38,000円（改正前18,000円＋引上額20,000円）
- ② 控除対象配偶者と扶養親族・1人につき19,000円（改正前9,000円＋引上額10,000円）

## 2. 特別減税の実施方法の改正

### (1) 給与所得に対するもの

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）については、その給与の支払者のもとで、その給与の支払時に次の①及び③により特別減税額の控除を行うこととされていましたが、今回の改正により、次の②による特別減税額の控除も行うこととなりました。

また、年末調整における引上後の特別減税額による控除は、改正法の施行日から適用されます。

- ① 平成10年2月以後最初に支払う給与に対する源泉徴収税額からの控除（平成10年2月1日現在の甲欄適用者に対するもの）……源泉徴収すべき所得税額から改正前の特別減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後平成10年中に支払う給与について源泉徴収すべき所得税額から順次控除。ただし、次の②により特別減

税額の引上額に加算した部分の金額を除きます。）

- ② 平成10年8月以後最初に支払う給与に対する源泉徴収税額からの控除（平成10年8月1日現在の甲欄適用者に対するもの）……源泉徴収すべき所得税額から特別減税額の引上額を控除（平成10年7月31日現在において①による控除の未済額がある場合には、その未済額を加算した金額を控除。なお、控除しきれない部分の金額は、以後平成10年中に支払う給与について源泉徴収すべき所得税額から順次控除）
- ③ 年末調整時における平成10年分の給与に対する年税額からの控除……年末調整時に年税額から特別減税額を控除（上記①および②により控除した特別減税額を清算）

### (2) 公的年金等に対するもの

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している公的年金等の受給者については、その公的年金等の支払者のもとで、2月以後の年金の支払時に特別減税額の控除を行うこととされていましたが、今回の改正により、給与所得の場合と同様、8月以後の年金の支払時に特別減税額の引上額を控除することになりました。

## [参考]

### 確定申告による最終的な特別減税額の精算

- (1) 年金受給者の最終的な特別減税額の精算は、その人が確定申告によって受けることとなります。
- (2) 特別減税額の控除を受けた人のうち次のよ

うな人は、確定申告によって最終的な特別減税額との差額を精算することになります。

- ① 給与と公的年金等の両方について源泉徴収の段階で特別減税の適用を受けている人  
 ② 控除未済の特別減税額のある中途退職者  
 ③ 年末調整による特別減税控除前の年税額が特別減税額よりも少ない人のうち、(イ) 2か所以上から給与の支払を受けている人、(ロ) 給与所得以外の所得のある人、(ハ) 退職所得に対する源泉徴収税額のある人

平成10年分の給与・年金特別減税額の早見表

※ 追加給与と特別減税額及び追加年金特別減税額は、「①」欄により求めた金額となります。

ただし、平成10年7月31日現在において月次給与と特別減税額又は当初年金特別減税額の控除未済額がある人については、その控除未済額を「①」欄により求めた金額に加算した金額が追加給与と特別減税額又は追加年金特別減税額となります。

| 控除対象配偶者と扶養親族の数の合計数 | ①<br>基本追加給与と特別減税額又は基本追加年金特別減税額    | 参 考                              |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
|                    |                                   | ② 月次給与と特別減税額又は当初年金特別減税額          | ③ 年調給与特別減税額                       |
| なし                 | 20,000円                           | 18,000円                          | 38,000円                           |
| 1人                 | 30,000円                           | 27,000円                          | 57,000円                           |
| 2人                 | 40,000円                           | 36,000円                          | 76,000円                           |
| 3人                 | 50,000円                           | 45,000円                          | 95,000円                           |
| 4人                 | 60,000円                           | 54,000円                          | 114,000円                          |
| 5人                 | 70,000円                           | 63,000円                          | 133,000円                          |
| 6人                 | 80,000円                           | 72,000円                          | 152,000円                          |
| 7人以上               | 6人を超える1人につき10,000円を6人の場合の金額に加えた金額 | 6人を超える1人につき9,000円を6人の場合の金額に加えた金額 | 6人を超える1人につき19,000円を6人の場合の金額に加えた金額 |

「法人税法等の改正」  
 研修会開催!!

研修委員会・税制委員会

平成10年6月22日 於、久喜総合文化会館

平成10年6月26日 於、春日部市商工会館

平成10年度の税制改正は、法人税関係を中心に大幅に改正されました。その内容と取り扱いについて会員の皆様に十分ご理解頂き、適正な申告をして頂ける様、春日部税務署安達調査官に講習をして頂きました。

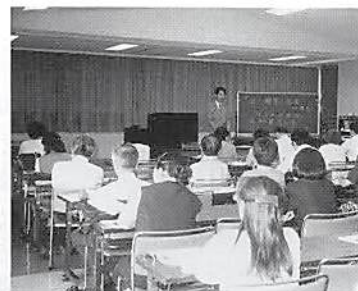
テキストは、法人会で作成した「平成10年度税制改正のあらまし……法人編」を使用しました。



H10. 6. 22 久喜会場  
 鈴木研修委員長あいさつ



春日部税務署  
 安達調査官



H10. 6. 26 春日部会場  
 大隈税制委員長あいさつ

## 新設法人説明会開催

平成10年6月22日 久喜総合文化会館

平成10年6月26日 春日部市商工会館

平成9年11月～10年4月中に設立された法人を対象に、法人税・消費税及び源泉所得税について説明会を開催した。

法人会で作成したテキスト「会社の誕生と税金」を使って、講師は関東信越税理士会春日部支部の神永ひとみ先生（久喜会場）と鈴木秀三先生（春日部会場）をお願いした。

自分の会社のスタートにあたり、皆様熱心に受講されていました。



◀ H10. 6. 22  
久喜会場  
神永ひとみ先生

H10. 6. 26 ▶  
春日部会場  
鈴木秀三先生



## (社) 埼玉県法人会連合会 第9回通常総会に13名参加

去る6月2日(火)埼玉県法人会連合会の通常総会が大宮市内に於て行われた。

当法人会からは前田会長以下13名が出席した。

吉野県連会長の議長で議事が進行し、上程された議案は全て承認可決された。

なお総会に先立ち表彰式があり、当春日部法人会からは次の方々を受章されました。おめでとうございます。



H10. 6. 2 県連総会風景▲

全国法人会総連合功労者表彰

高浜 彰男氏 (幸手支部)

加藤 潤一氏 (春日部支部)

埼玉県法人会連合会功労者表彰

島村 勇吉氏 (宮代支部)

遠藤 清氏 (庄和支部)



◀ 県連総会出席の皆様



## 県税からのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です。

8月は個人事業税第1期分の納期です。8月初めに納付書をお送りしますので、お近くの金融機関等で忘れずに納めてください。

**納税は、安全・便利・確実な口座振替で！**

個人事業の納税には、口座振替がご利用いただけます。口座振替を利用されますと、納期最終日に金融機関が自動的に振替納税いたしますので、納期のつど納税に出向く手間も省け、うっかり納税を忘れるといった心配もありません。お申込の手続きは、県内の各金融機関（郵便局を除く。）又はお近くの県税事務所で行うことができますので、ぜひご利用ください。なお、手続は、振替を希望する納期到来の2か月前までにお済ませください。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課（048-830-2659）へお問い合わせください。

## 国民金融公庫からのお知らせ

公庫融資は、長期・低利（固定金利）ですから、無理なくご返済いただけます。この機会に、公庫融資のご利用をご検討ください。

<国の事業ローン>

- ・ご融資額4,800万円以内
  - ・ご返済期間 運転資金 5年以内  
設備資金10年以内
  - ・利率 年2.3%（7月16日現在）
- このほかにも、各種の融資制度をご用意しております。

★国の教育ローンもお取扱中です。

**(お問合せ)**

- ・春日部・幸手・宮代・杉戸・庄和地区の方  
越谷支店 TEL 0489(64)5561
- ・岩槻・久喜・蓮田・白岡・菖蒲・栗橋・鷲宮地区の方  
大宮支店 TEL 048(643)3711

## 青年部会・女性部会合同講演会開催!!

**女性から見た魅力ある経営者像**

女性をひきつける魅力とは何か

平成10年7月22日午後1時30分受付開始  
於 春日部市民文化会館3階大会議室

当講演会は青年部会・女性部会が共催した事業ですが、一般会員の方々にも参加頂き、約180名の会場は満員となった。

来賓として春日部税務署より古澤副署長及び本間第一統括官を、親会よりは、村田副会長をお迎えし、それぞれご挨拶頂いた。

当法人会では、「花と緑いっぱい運動」を展開中ですが、青年部会井上社会貢献特別委員長より同運動をアピールし、花の苗を参加者に配布した。

講師 <sup>きたざわ たえこ</sup> 北沢 妙子先生

チャームスクール主宰、放送タレント、爽身美容学院主任講師、タレント養成学校講師等を経て、現在北沢妙子魅力学研究所所長、日本商業立地プロジェクト理事、(財)日本ウェルネス協会会員、カラーアナリスト。



井上 委員長



古澤 副署長



講師 北沢 妙子氏

## 支部だより

〈春日部支部〉

### 春日部地区総会報告

春日部支部総務委員長 山崎 英治



去る6月4日午後2時30分から春日部市商工会館に於て、第14回定期総会が開催された。細谷卓良氏を議長に選出し、議事が進められた。

**第1号議案** 平成9年度事業報告ならびに収支決算書承認について

事務局の説明後、監事「山崎清氏より「監査の結果、正確なることを認めた。」旨の報告がなされた。議長は、本案に対する質疑を求めたが、質疑もなく、全員賛成にて原案どおり承認された。

**第2号議案** 平成10年度事業計画(案)ならびに収支予算書(案)承認について

議長第2号議案を上程し、事務局の説明を求める。法人会の設立目的を全うすべく支部としての役割を踏まえ計画した。又、収支予算については、会費の徴収形態が支部から社団に移ったため、支部会計では会費科目が無くなり、事業費補助収入が社団より交付されることになった旨、又、支出では事業費を前年度より50万円増額し、組織の強化を図るべく編成した等、予算の概要が説明され、原案どおり可決された。

**第3号議案** 地区会の名称変更に伴う会則の一部改正について

事務局より(社)春日部法人会定款第34条のうち「地区会」が「支部」に改正(平成9年9月1日主務官庁許可)されたことに伴い、「地区会会則」を「支部規約」に改め、本則中の地区会に係わる呼称に改めるものである旨、説明がなされ、原案どおり可決決定された。

議事終了午後3時20分。以上報告いたします。

〈菖蒲支部〉



平成10年5月22日(金)、春日部法人会菖蒲支部の税制委員会が実施した研修会で、全国法人会総連合企画の法人会ビデオ『税制リサーチ1998!』を資料に講習会を実施した。



平成10年6月14日(日)、菖蒲町商工会主催のあやめ祭りにおいて、春日部法人会菖蒲支部は、『花と緑いっぱい運動』として協賛し、あやめの苗を配布した。当日は雨にもかかわらず、大変長い行列ができ、大盛況であった。



## 〈幸手支部〉

## 平成10年度通常総会開催

社団法人春日部法人会幸手支部では、6月5日午後3時30分より幸手市内に於て平成10年度の通常総会を開催した。

梅雨空のどんよりとした天気の中、60名の会員と10名のご来賓をお迎えして総会がスタートした。

冒頭あいさつに立った前田支部長からは、「益々深刻化する景気動向ではあるが、元気を取り戻すために会員一丸となつての事業運営を目指したい」と抱負を述べた。

議事は、第1号議案「平成9年度事業報告並びに収支決算書承認の件」、第2号議案「平成10年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)承認の件」の2議案が上程され、それぞれ満場一致で可決成立した。また、議事進行中の中で、6委員会の委員長よりそれぞれ抱負を述べていただき、業務遂行への会員に対する意識強化を行った。

議事終了後、ご来賓の和田春日部税務署副署長からは、今回の特別減税で市内企業への還元を期待し、活性化を図ってほしいというごあいさつがあり、増田幸手市長からは、商工予算を増額して支援をするとともに会員各位が英知を出し合つて難局を打破してもらいたいという心強い励ましの祝辞があった。



H10. 6. 5  
幸手支部総会

## 〈岩槻支部〉



H10. 6. 29  
岩槻支部総会

## 〈久喜支部〉



H10. 6. 24  
久喜支部総会

## 〈鷺宮支部〉



H10. 5. 20  
鷺宮支部総会

## 〈宮代支部〉



H10. 6. 15  
宮代支部総会

## 〈白岡支部〉



H10. 6. 19  
白岡支部総会 記念講演会  
講師 税理士 池田 修先生  
「改正法人税法について」

〈蓮田支部〉



H10. 6. 16  
蓮田支部 総会  
春日部税務署 和田副署長あいさつ

〈庄和支部〉



H10. 7. 23  
庄和支部 総会

〈杉戸支部〉

### 杉戸支部定期総会

杉戸支部定期総会が去る5月21日(木)、町内において開催されました。当日は春日部税務署法人部門第4統括官、戸田喜久男様をはじめ11名のご来賓のもと、平成9年度の事業報告、収支決算書及び平成10年度事業計画、収支予算案がそれぞれ承認されました。また、役員の一部変更では、新たに副支部長に中島貞吉氏、税制委員長に相場宏寿氏が選任されました。

〈鷺宮支部〉

### 女性部会日帰り研修会

女性部会 上杉 初枝



鷺宮支部女性部会では、7月5日梅雨の晴れ間の日曜日に、日光キスゲの咲き乱れる霧降高原へと日帰り研修を開催致しました。

車中でのビデオ研修終了後静かに名調子のバスガイドの説明に耳を傾けていたのもつかの間、ワイワイガヤガヤの話に花が咲き、それは賑やかでした。

あつと言う間に目的地霧降の滝に到着。うっそうと生い茂る木々と、苔むした岩はだの坂道を下る途中うぐいすの鳴き声が聞こえたかと思うと、水音とともに見事な滝が目前に現われました。雄大な自然の美しさに感動し胸が熱くなりました。

リフトから見下ろすオレンジ色の日光キスゲが風にゆれ、時々あたり一面を霧が包み視界がなくなったかと思うと急に青空が現れたり、山の天候の変わる様には驚きでドキドキしました。また大笹牧場では大自然の恵みをいっぱい浴びて、のんびりと青草を食べている牛の群れに会いちょっぴり羨ましく感じました。

日光霧降高原で自然を満喫し、また参加された皆さんの親睦も深まり鷺宮支部女性部会の明日につながるショットにしたいと思っています。



店舗全景 / 春日部市谷原2-7-16

## やせる・美顔

ウエスト ¥3,000



足やせ ¥3,000

ミニケトル



美顔 ¥2,000

遠くからわざわざ訪ねて来る  
漢方の薬草を使った  
超音波エステティック！  
開局20周年記念！

★入会金及び  
チケット制  
一切無し！  
ご予約直通 ☎  
**048(761)2030**  
朝10時～夜7時迄(定休・火曜・祝)  
**春日部第一薬局**

## 青年部会

### 県外研修会開催!

平成10年7月8日～9日  
山梨県リニアモーターカー実験線他視察

青年部会では事業委員会が中心となり標記研修会を開催した。

山梨県を中心に視察し、初日はリニアモーターカー実験線他を視察、翌日は上九一色村オーム真理教の残存サティアンを確認した。

バス車中では、法人会のビデオライブラリーより経営を中心としたビデオ11巻を持ち込み、内容の濃い有意義な研修旅行となった。



▲ 甲府武田神社に参拝

リニアモーターカー  
走行実験 ▶



▼ 山梨県リニア見学センターにて



## 青年部会親睦事業「屋形船」

平成10年6月12日  
於 東京浅草～お台場

青年部会員相互の親睦を深める為、納涼船「屋形船」を行いました。

昨年に続き、今回で2回目ですが、大勢の部会員に参加を頂き大盛況でした。今後も継続する予定ですので積極的参加をお願い致します。

### — 思うがまま — その1 〔我が社の教本〕

久喜支部

株式会社トミタモータース

代表取締役副社長 富田 嘉則



1983年(昭和58年)、丁度今から15年前の7月、取引先の本田技研工業から「お客様満足度調査」を全国規模で行うので希望があれば調査費2万円を添えて申込むようにとの書面が郵送されて来ました。以来15年間、この調査は毎年実施されております。と申しますより今は勤んでこの調査結果を信頼し営業活動に役立てております。

調査の方法、内容は、本田技研の依頼した調査機関が当社の2年前の新車購入のお客様に対して、当社の人、店舗、営業姿勢などについてアンケートを頂き、お客様満足度指数におきかえて当社にフィードバックするものです。同時に県別平均、全国平均、全国上位10社の指数も表示されますので、お客様に認められている自社の位置づけも確認できます。この指数の高い上位10社の営業成績はそれに比例して優秀であり私達もこの指数の向上に努力するわけであります。当社の本年度の最弱点項目は「入りにくい駐車場」であることが調査結果から判明致しました。そこで当社の本年度のQC活動のテーマはお客様がもう一度来店したくなる「ワンモアパーキング」と致しました。ちなみに本年度の調査費は5万円と値上がり致しましたが、以上のような次第からこのお客様満足度調査(CS1調査)票は我社の教本であり、この調査票を参考にして、これからも、お客様に目をむけた営業活動を続けて行きたいと思っております。

## — 想うがまゝ —

その2

## — 環境の「終末時計」は今何時 —

白岡支部 井上 堅一

核戦争による地球最後の日までの時間を示す「終末時計」を管理している「プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」なる米シカゴの原子力科学者会報誌によりますと、6月11日、残り時間が5分進められて、地球最後の終末を示す午前零時の9分前になったそうです。これは、インド、パキスタンの相次ぐ核実験の強行が原因であったようですが、核軍縮国際会議の実現へ向けて世界が結集して時計の針が少しでも左回りするように努めてもらいたいと思います。……ところどころでわたしたち(社)春日部法人会では「花と緑いっぱい運動」の環境運動を展開中です。去年の地球温暖化防止の「京都会議」はまだ記憶に新しいところですが、「日本国は、2012年において温室効果ガスの排出量を1990年水準で6%削減すること」が話し合われました。しかし95年時点においてすでに8%増加していることを考えれば6%削減には相当な対策が必要になってくると思われます。

今までは、石油や石炭を燃やしてできた炭酸ガスは植物による光合成の働きで酸素に変えられて循環機能を果たして来ましたが、しかし現在では、炭酸ガスによって地球温暖化現象が起こりすでに循環能力を越えて排出されていることを示しているようです。

そして最近注目をあびているのがダイオキシンに代表される有機塩素化合物です。これらは、循環しにくい物質で、大気中→海→プランクトン→人間の体内という順番に蓄積され発ガン性などの原因を増大させていくんだそうです。

今年から、環境庁でもやっと調査費が認められダイオキシンと環境ホルモンについての全国的かつ、大気、土壌、海、生物などの本格的な汚染状況を調べることになったようです。

果たして、環境の「終末時計」は今何時でしょうか、そして巻き戻すことができるのでしょうか。

## — 想うがまゝ —

その3

## — 法人税雑感 —

菖蒲支部 鈴木 実

自民党総裁選挙の各候補者が重要政策の一つとして取り上げている項目に、法人に対する実効税率40%への引下げがあります。

諸外国に較べて、10%近く割高で有ると景気低迷を解消するにはもっと法人に元気が出るようにしなければ等、事情は様々ですが法人経営に携わる者の一人として、近年、数少ない朗報で有ります。

しかし、一般の給与所得者から見れば、多くの特例税制の恩恵を受けながら、赤字決算法人が過半数という現状は、簡単に容認されそうにはありません。

なかなか、厳しい経済情勢では有りますが法人としての社会的使命を再確認して、節税に努めつつ、適税の納入に頑張り、法人格としての社会に認知される事を目標に法人経営に取り組んでいこうと思っております。

## — 想うがまゝ —

その4

幸手支部 大隈 春雄



法人会の税制委員となり、少々勉強を致しますと、現在の我国の財政事情が解り、政治の貧困を痛感致しますと共に、今後の国際化・高齢化社会にどう対処すべきかが、目に見えて参ります。全法連では毎年、税のオピニオンリーダーとして、良識ある提言を致しておりますが、真から国を憂える政治家が少なく、その提言の受け入れが遅れている事を、危惧しております。平成10年度末で、国・地方・国鉄・林野の累積債務は544兆円・国民一人当たり430万円の借金となります。しかしながら、なにはさておき、先ずは景気対策に重点を置き、平行して、一刻も早く、財政改善のシステムを確立し、子供達に膨大な借金だけは残したくないと思う、昨今でございます。

全法連では毎年、税のオピニオンリーダーとして、良識ある提言を致しておりますが、真から国を憂える政治家が少なく、その提言の受け入れが遅れている事を、危惧しております。平成10年度末で、国・地方・国鉄・林野の累積債務は544兆円・国民一人当たり430万円の借金となります。しかしながら、なにはさておき、先ずは景気対策に重点を置き、平行して、一刻も早く、財政改善のシステムを確立し、子供達に膨大な借金だけは残したくないと思う、昨今でございます。

— 思うがまゝ — その5

## 不況からの脱出

(宮代支部) 海老原健三

一部業種によっては、安売り合戦から、やむを得ず廃業に追い込まれる業者もある様にみうけられます。私達プロパン業者も、国内事情だけではなく、海外の事情即ち産油国の考えから事業生命を左右される時代にはいりました。それがつい、まだ昨日の出来事なのです。それは産油国がより高い付加価値をつければ、より多くの外貨を稼げますのでプロパンを原料とした化学製品プラントを作り、稼働し始めたからです。

この事は先行き産油国の言いなりの値段で買わなければならない環境になりますので、価格競争力を失ってしまいます。絶対の危機でした。それが幸か不幸か、アジア諸国の経済破綻から思いもつかぬ出来事で外貨がありませんから、買うにも買えず、原油価格が示す通りプロパンも今まで通りとなりました。地獄に仏とはこの様なことを言うのでしょうか。しかしいつまでのこの環境ではございません。

いま利益を上げている企業をみますと、全く独自の技術を確立して、企業努力をすべてやり尽くした企業だと思います。私達も、まず泣き言を言うよりも自ら生きる道を切り拓いて、独創の中で世界のお客様から喜んでいただけるビジネスにしてこそ不況からの脱出が出来る道ではないかと思う今日この頃です。



## 「指定旅館制度」のご案内

〈厚生委員会〉

(社)埼玉県法人会連合会において、会員の福利厚生事業の一層の充実策として導入した「指定旅館制度」が好評を頂いております。

この制度は、数多くある旅館・ホテルの中から、特に施設・サービス等から厳選してご紹介いたしております。(一覧表をご参照下さい)

また、宿泊料金も割引適用となっておりますので、役職員をはじめ家族の皆様まで、是非、社員旅行・家族旅行等にご利用下さい。

### 〈お申込み方法〉

- ①-(1) 指定旅館契約先一覧から、ご利用希望の旅館を選び、指定旅館概要(基準料金掲載)の送付を事務局にご依頼下さい。  
(電話もしくはFAX)
- (2) 事務局からは、FAXにて指定旅館概要を送付します。
- ② 次に、会員さんから、直接、旅館と宿泊等の予約を行って下さい。  
なお、「埼玉県の春日部法人会会員の〇〇会社(法人名)」でお申込み願います。
- ③-(1) 予約が済みましたら、事務局宛「利用券」の発行依頼を行って下さい。  
(2) 事務局から「利用券」(往復はがき)を郵送いたします。
- ④ 宿泊当日、「利用券」(県連宛の確認書付き)は切り離さずに、旅館の受付へ提出して下さい。

### 〈指定旅館制度の利用申込事務手続フロー〉



別冊指定旅館契約先一覧表をご参照下さい。

車の御用命は信頼と商品の良さを誇る  
民間車検・新車・中古車販売・損害保険

◎新車・中古車のことなら  
0480

**34-7890**

**(有)東京ベンリ商会**

◎整備のことなら(車検整備工場)  
0480

**34-3500**

# 《厚生委員会だより》

## (I) 大同生命保険相互会社

埼玉東支社 048-734-3371

### ソルベンシー・マージン比率について

(1) 生命保険会社の経営の健全性を示す指標の一つです。

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。

生命保険会社は、将来保険金の支払に備えて、保険料等を財源に準備金を積み立てているので、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。

でも、大震災や株の大暴落など、この世の中

には、予測もしない出来事が起こる場合があります。このような通常の予測を越えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつが「ソルベンシー・マージン比率」です。

(2) ソルベンシー・マージン比率は、いくらあればいいの？

計算上では、200%が一つの目安と考えられます。

(3) 大同生命のソルベンシー・マージン比率は、いくらなの？

平成9年度決算では、1,016.8%となっています。

## (II) A I U 保険会社

大宮支店 048-641-7510

### 〈大型保障〉

#### おケガの保障（傷害保険部分）

#### の料率改定のお知らせ

大型保障制度の傷害保険部分（おケガの際の保障）は、A I U保険会社がお引き受けしておりますが、この傷害保険部分の保険料が10月1日に一斉改定されることとなります。

7月中旬に各加入者宛に、改定のお知らせと返信のハガキが送付され、保険料を単純に引き下げるか、保険料はほぼ現行通りとして保障を厚くするか、ハガキにより意思確認をする方法がとられます。さて、比較的重度の後遺障害が残る様な場合は、死亡の場合と比較してどうしても費用がかさみます。ハガキでは、この後遺障害の保障を厚くする内容の「おすすめプラン」が案内されますので、是非ともこの「おすすめプラン」に変更されるよう、お勧め致します。

#### 料率改定スケジュール

既加入者…9月21日口座振替より新保険料

新規募集…7月21日募集分より新保険料

## (III) アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉支社 048-645-1245

### 新医療保障制度スタート！

この度、財団法人全国法人会総連合での「医療保障制度」発足に伴い、「法人会医療保険（10年型）」が6月22日の厚生委員会で承認され、法人会制度商品として発売することとなりました。

これにより、尚いっそう会員企業の皆様の医療保障の充実化をはかり、皆様のお役に立てたいと思います。詳しくは、当社推進員がお伺いの上ご説明させていただきますので、よろしくお取りはからい願います。

#### 〈保障内容〉

|                                    |                       |
|------------------------------------|-----------------------|
| 入院されたとき<br><b>疾病（災害）入院給付金</b>      | 1日につき<br>5,000円       |
| 手術されたとき<br><b>手術給付金</b>            | 手術の程度により<br>5・10・20万円 |
| 死亡・高度障害になったとき<br><b>死亡・高度障害保険金</b> | 5万円                   |

#### 「法人会医療保険（10年型）」とは

1. 死亡保障をおさえ、治療に重点を置いた保障のために保険料は割安です。
2. 法人会の会員なら、経営者・従業員を問わず一人でも集団料金で契約できます
3. 幅広い疾病・ケガ(災害)での治療と入院を保障します。
4. 会員企業の福利厚生の充実にお役に立ちます。

## 秋の県外研修のお知らせ

あしや さとる  
芦屋 暁

日程 平成10年10月6日(火)～7日(水)

受付 10月6日(火) PM2:00～  
講演開始 PM3:00～

場所 鬼怒川温泉予定

講師 芦屋 暁氏  
「曲がり角に立つ日本型経営と今後の方針」※ 会員の皆様の多数の参加をお待ち致します。  
詳細については後日お知らせ致します。

神戸大学経済学部卒業。都市銀行勤務を経て、産業経済社会の発展と人材開発に一生を捧げようと経済評論・経営指導・産業教育の道に転進。銀行研修センターを創立、社団法人国際経済研究センター顧問、産能短期大学で教鞭をとる傍ら、NHK教育TVの出演や約1千社の教育診断指導、国内外約3千市町村の講演歴訪等で活躍中。地域・業界事情に明るく、情報の新鮮さ、豊富な事例、簡明な解説、迫力ある話術、正義感からの歯に衣着せぬ直言が好評とか。著書『日本型最適社会』『戦国名将に学ぶ経営発展策』『地域開発戸金融機関の役割』等。

ゼネラル 株式会社 ゼネラル石油(株)特約店 あたりまえの事をていねいに「私のSS」

有限  
会社

鈴木油店

庄和町上吉妻1255 ☎ 048-748-0701 FAX 048-748-1530

土地・建物・賃貸・仲介 住まいのパートナー

土地の有効活用  
KAYASU  
菖蒲町三箇704-2 (国道122号沿)(株)岡安不動産 ☎ 0480-85-2331  
☎ 0120-892331

埼玉県知事許可(般-8)第11827号

株式会社 野口組

NOGUCHIGUMI CO., LTD

PHONE. 0480 (42) 0606 FAX. 0480 (42) 2871

土木・建築・葺・解体・曳方  
各種基礎工事代表取締役 野口 治男  
〒340-0156 埼玉県幸手市南1-4-20

法人会会員の皆様へ 事業用の建物、什器備品・機械類の地震保険が誕生しました。

法人会の  
福利厚生制度

# 地震対策プラン

会員企業を地震災害からお守りします。

世界有数の地震国、日本!

いつ、どこで大地震が発生しても

不思議ではありません。



火災保険では  
地震による損害は、  
補償されません。

経営を揺がしかねない多大な  
地震災害に対する備えに……  
ぜひ、この機会に  
「地震対策プラン」で  
お備えください。

### 地震対策プランの4つの特長

1. 店舗総合保険にも新しく付帯できます。
2. 保険料は月払口座振替でお支払いできます。
3. 専門家による建物・設備・機械等の「評価サービス」がご利用になれます。
4. 掛金は全額損金処理できます。

(注)ご加入の際には引受けに必要な情報収集を行いますので、ご協力をお願いします。

保険の目的、建物の構造、建築年月によってはお引受けできない場合もございますのであらかじめご了承ください。

資料請求、お問い合わせは **大宮 支店** TEL:048-641-7510

この制度の引受保険会社



**AIU保険会社**

経営保全「地震対策プラン」推進室  
東京都千代田区丸の内1-1-3 〒100-8234  
AIUホームページhttp://www.aiu.co.jp



AIU保険会社は最上級のトリプルA

AIU保険会社は、世界的な格付け機関スタンダード&プアーズ社より、保険財務力について最上級のトリプルAに評価されています。  
8月1日現在